

第1回高知県高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部会議

1 日 時 令和2年12月15日(火) 15:00~

2 場 所 本庁舎2階 第二応接室

3 議 題

(1) 現時点の状況について

(2) 今後の県の対応について

(3) その他

第1回高知県高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部会議

危機管理部（危機管理本部事務局）

1 鳥インフルエンザの発生状況

(1) 異常家きんの通報

【通報先】 西部家畜保健衛生所

【通報日時】 令和2年12月15日10時24分

【発生地】 ①高知県宿毛市橋上町

【飼養羽数】 ①約32,400羽（採卵鶏）※変動する可能性あり

【通報内容】 家きん舎3棟のうち1棟で死亡鶏増加

死亡羽数 12月15日：40羽死亡

(2) 緊急現地立入検査

西部家畜保健衛生所職員 令和2年12月15日11時17分開始

(3) 鳥インフルエンザ簡易検査

①現地での簡易検査の結果

令和2年12月15日11時46分 簡易検査（1回目）3羽中、3羽陽性反応

②西部家畜保健衛生所での簡易検査の結果

令和2年12月15日12時12分 簡易検査（2回目）3羽中、3羽陽性反応

同時刻、高知県高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部 を設置

令和2年12月15日13時40分 簡易検査（3回目）7羽中、5羽陽性反応

(4) 遺伝子検査材料の採取

現在、採材中。採材でき次第、中央家畜保健衛生所へ輸送。

2 防疫対応について

(1) 現在の防疫対応

【発生農場】（10時24分実施済）

①当該農場に対する家畜の移動自粛及び消毒徹底

②場関係者の外出禁止の要請

③場外からの立入禁止等の要請

④鶏舎等出入口の封鎖

【県内全家きん飼養農家】（実施中）

①情報提供、消毒徹底の要請

②異常家きんの早期通報の要請

(2) 今後の防疫対応

遺伝子検査で高病原性鳥インフルエンザが確認（疑似患畜決定）された場合、直ちに殺処分等、防疫措置を開始。

ア 発生地での防疫措置の目標

- ・ 24時間以内を目標に殺処分、
- ・ 72時間以内を目標に埋却処分等の迅速実施
 - ① 殺処分及び死体の埋却（焼却）
 - ② 汚染物品の処分
 - ③ 農場等の消毒

イ 移動・搬出の制限

- ・ 移動制限 発生農場から半径3 km以内の区域
→ 家きん等の移動を禁止
- ・ 搬出制限 発生農場から半径3～10 km以内の区域
→ 搬出制限区域内の家きん等の移動は可能
区域外への搬出を禁止

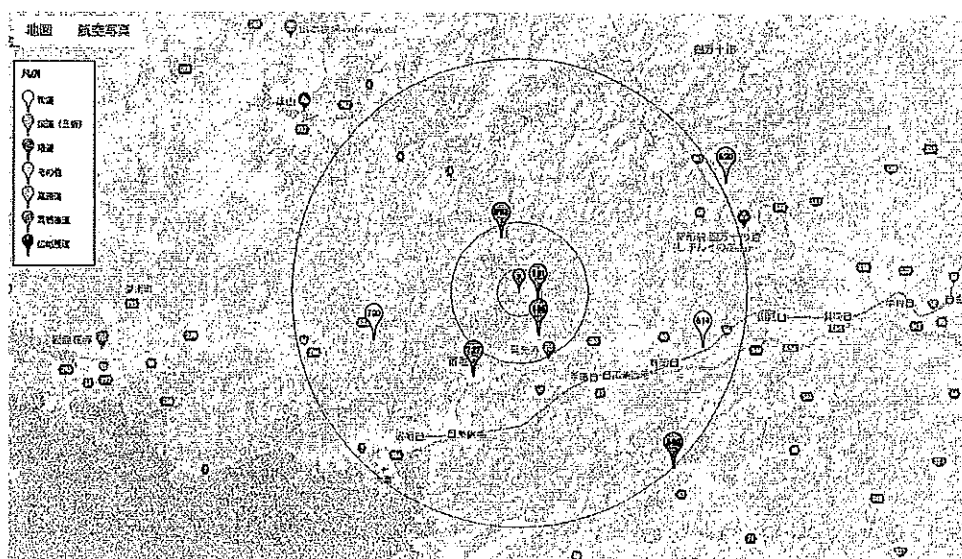
【参考】周辺農場戸数、羽数

- ・ 移動制限区域（3 km以内）0戸 0羽
- ・ 搬出制限区域（3～10 km）2戸 約580羽

ウ 消毒ポイントの設置

24時間以内を目標に、半径3 km及び10 km地点を中心に設置

(消毒ポイントを示した地図)



3 広報対応等について

- (1) 県民、県内養鶏場、市町村、関係機関への情報提供、注意喚起の実施
- (2) 発生確認、防疫対策等県の対応状況について、各種媒体を通じて実施
 - ・プレスリリース
 - ・県HPの掲載 など
- (3) 風評被害の防止 ⇒ 鳥インフルエンザに関する正しい情報をPRする。
 - ・鶏肉、鶏卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザに感染することは世界的にも報告されていない。
 - ・感染した鶏肉・鶏卵を市場に流通することはない。

5 取材についてのお願い

- (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

4 鳥インフルエンザ対応 3つのポイント

- ・迅速な初動対応によるウイルスの封じ込め
- ・迅速で正確な広報の実施（風評被害の防止）
- ・県内全農場における防疫・監視体制の強化

5 各部局の対応状況

危機管理部

【対策の状況】

- ・ 対処計画に定められた関係機関への連絡を実施
- ・ 危機管理本部を12月15日15時に設置、本部会議開催
- ・ 職員の動員リストを作成中（動員人数確認中）

【今後の対応】

- ・ 本部会議終了後、危機管理部職員を現地へ派遣
- ・ 職員の動員リストが出来しだい、関係課へ連絡
- ・ 動員者の集合場所を決定後、各部へ連絡
- ・ 検査により疑似患者と決定された場合は、動員者の搬送スケジュールの調整など対処計画に定めるフェーズ3の対応を実施

土木部

【対策の状況】

- ・ 関係する部内各課、出先事務所に情報共有済み
- ・ 宿毛事務所と高知県建設業協会宿毛支部と調整し 掘削作業の体制を確保済み
- ・ 緊急防疫会議への出席（幡多土木事務所、宿毛事務所）

【今後の対応】

- ・ 関係機関との連絡調整を行う
- ・ 埋却溝の掘削作業を実施（建設会社に発注）
- ・ 消毒ポイントの道路使用の手続きを実施

中山間振興・交通部

【対策の状況】

<輸送・運搬>

- ・ 農業政策課からのバス、トラックの手配依頼待ち

<野鳥>

- ・ 県内における死亡野鳥の検査状況 17件 25羽 すべて陰性

【今後の対応】

<輸送・運搬>

- ・ 農業政策課からのバス、トラックの手配依頼があり次第、高知県バス協会、高知県トラック協会の協力を得ながら車両手配を実施

<野鳥>

- ・ 環境省が発生地点の周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定
- ・ 「野鳥監視重点区域」について、渡り鳥飛来地を中心に死亡野鳥や衰弱した個体について、県と鳥獣保護管理員による監視パトロールを強化、併せてその他の地域の鳥獣保護管理員にも注意喚起
- ・ 死亡野鳥等に関する情報の早期通報について、市町村等に再確認を依頼

- ・県HPを通じて県民への理解と協力依頼（死亡野鳥等に係る通報、野鳥との接し方等）

総務部

【対策の状況】

- ・県職員動員リストの作成
- ・健康調査に係る医師・保健師等の準備中

【今後の対応】

- ・動員職員への健康調査を実施（職員厚生課）

健康政策部

【対策の状況】

- ・動員職員の健康調査に係る体制の確保
幡多地域：医師1名、保健師6名を確保済み
本 庁：医師1名、保健師6名を確保済み

【今後の対応】

- ・ペットショップ等の販売事業者への注意喚起及び情報提供

地域福祉部

【対策の状況】

- ・県職員の動員リストの作成

文化生活スポーツ部

【対策の状況】

動員体制の準備

【今後の対応】

動員要請に応じて対応する

産業振興推進部

【対策の状況】

- ・各地域本部へ発生情報の共有
- ・動員予定者への事前連絡

商工労働部

【今後の対応】

被害情報の把握に努める。

観光振興部

【今後の対応】

消防政策課からの動員要請に応じて対応する。

林業振興・環境部

【対策の状況】

動員準備を開始（動員リストの取りまとめ等）

【今後の対応】

円滑に業務に対応できるよう、動員の態勢を整える

水産振興部

【対策の状況】

動員リストの確認

現地で行う防疫作業の内容を確認

【今後の対応】

動員要請に速やかに対応

会計管理部

【対策の状況】

局内幹部職員の情報共有と動員リストの確認

【今後の対応】

関連情報について、適宜、局内の情報共有と注意喚起を行うとともに動員対応に備える。

公営企業部

なし

教育部

【被害状況】

・被害なし

※鶏を飼育している県立学校：高知農業高等学校、幡多農業高等学校

【対策の状況】

（高知農業高等学校、幡多農業高等学校）

- ・鶏舎は全面金網（上部も）で覆われており、外部から小動物の侵入はない
- ・全面防鳥ネットを設置済
- ・鶏舎周りへの石灰散布
- ・出入口への消毒層の設置
- ・部外者立入禁止の措置を継続中
- ・緊急連絡網の確認、整備

【今後の対応】

・県立学校及び市町村（学校組合）教育委員会に対して、注意喚起文書を発出

公安部

【対策の状況】

14:00 から開催された緊急防疫会議へ宿毛警察署の幹部2名が出席

【今後の対応】

県の要請に応じた交通規制等の警察措置を実施

高病原性鳥インフルエンザ対応体制フローチャート

	家きん	野鳥
<p>四国3県等※以外の国内発生時</p> <p>※四国3県に加え、渡り鳥が四国に飛来するルート上にある九州や中国地方等の地域</p>	<p>○危機管理部（危機管理・防災課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報集約・共有 必要に応じて、危機管理連絡員会議を開催 <p>○鳥獣対策課</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、野鳥の監視を強化 市町村、鳥獣保護員、狩猟者等への注意喚起 <p>○農業振興部（農業政策課、畜産振興課、家保）</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、養鶏農家への立入検査を実施 養鶏農家への疑い事例の通報の徹底依頼 必要に応じて、愛玩の家きんを含めた防疫体制の強化や死亡鳥の収集・検査を実施 	<p>【単発発生】</p> <p>環境省が野鳥監視の対応レベルを引き上げ（1⇒2）</p> <p>【複数箇所発生】</p> <p>環境省が野鳥監視の対応レベルを引き上げ（2⇒3）</p> <p>※ 対応レベルが上がるごとに、ウイルス保有状況の検査を実施する死亡野鳥等の基準が変化する。 (例) レベル1 マガモ3羽、カワウ10羽以上死亡で検査 レベル2 マガモ1羽、カワウ10羽以上死亡で検査 レベル3 マガモ1羽、カワウ5羽以上死亡で検査</p> <p>○危機管理部（危機管理・防災課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報集約・共有 必要に応じて、危機管理連絡員会議を開催
<p>四国3県等発生時</p>	<p>上記に加え、以下の対応を実施</p> <p>○危機管理部</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内発生に備え、連絡体制や動員体制を確認 <p>○鳥獣対策課</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内発生に備え、連絡体制や対応を確認 <p>○農業振興部</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内発生に備え、資機材等の準備を開始 発生県と協議し、具体的な対応を決定 	<p>○鳥獣対策課</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応レベルに応じた監視の実施 市町村等に対し、環境省による野鳥監視レベルの引き上げを周知 市町村、鳥獣保護員、狩猟者、県出先機関（土木事務所等）等への注意喚起 <p>○農業振興部（農業政策課、畜産振興課、家保）</p> <ul style="list-style-type: none"> 家きん飼養農家や関係団体への情報周知 農家等に対するウイルス侵入防止対策の徹底
	<p>異常家きん発生の連絡受理</p> <p>危機管理本部設置・開催の準備</p> <p>○危機管理部：総合調整、情報集約・共有</p> <p>○農業振興部：農水省との事前協議、緊急防疫会議開催、現地防疫基地設営準備</p> <p>家保が現地で簡易検査を実施</p>	<p>死亡野鳥等発見</p> <ol style="list-style-type: none"> 鳥獣対策課で検査の要否を判断 市町村等に死亡野鳥等の回収・搬送を依頼 ・回収時は、マスク、長靴、手袋（ゴムかビニール）装着 ・回収地点から半径1m程度及び長靴、車のタイヤ等を消毒 搬送を受けた家保で簡易検査を実施
<p>本県発生時</p>	<p>簡易検査陽性</p> <p>危機管理本部を設置し、本部会議を開催</p> <p>○危機管理部：本部運営、総合調整、動員準備、情報集約・共有</p> <p>※ 報道対応については、本部のもとで広報広聴課、危機管理・防災課及び担当課が対応</p> <p>防疫対策本部及び現地対策準備本部を設置</p> <p>○農業振興部：農水省との事前協議、現地防疫基地設営、資機材準備（手配・配備）、動員者の食事手配</p> <p>○各部局：動員リストの作成・提出、防疫対策に係る手続き・準備</p>	<p>簡易検査陽性</p> <p>危機管理本部を設置し、本部会議を開催</p> <p>○危機管理部：本部運営、総合調整、情報集約・共有</p> <p>※ 報道対応については、本部のもとで広報広聴課、危機管理・防災課及び担当課が対応</p> <p>○鳥獣対策課</p> <ul style="list-style-type: none"> 国（中国四国地方環境事務所）への報告 発生地周辺※での監視強化と死亡野鳥等の調査 市町村、鳥獣保護員、狩猟者、県出先機関（土木事務所等）等を通じた監視強化 <p>※ 発生地の半径10km以内の区域は、野鳥監視重点区域となる ⇒ 最後の感染個体の回収日から45日後に解除</p> <p>○農業振興部</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生場所の消毒及び通行制限・遮断 発生地の半径3km以内の農場への立入検査 確定検査機関（鳥取大学）への試料送付 ⇒ 検査結果確定まで3～7日
	<p>疑似患畜決定 ※簡易検査陽性から8～12時間後</p> <p>現地防疫対策本部を設置（準備本部からの名称変更）</p> <p>殺処分等の防疫作業を開始</p> <p>○危機管理部：本部運営、総合調整、動員調整、情報集約・共有</p> <p>○農業振興部：農水省との協議、防疫作業※の実施</p> <p>○各部局：動員調整、防疫作業の実施</p> <p>※ 24時間以内の殺処分完了、72時間以内の発生農場の防疫措置完了、事態が終息（発生農場での防疫措置完了後、21日間新たな発生がない場合）するまでの車両消毒作業など</p>	